

様式例（消費者契約法第31条第3項第5号関係）

○ 最近の事業年度における財産目録

2022年度 財産目録 2023年3月31日現在
 特定非営利活動法人消費者支援機構関西

科目・摘要	金額（単位：円）		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金（現金手許有高）	33,511		
普通預金（みずほ銀行天満橋支店）	21,566,100		
（ゆうちょ銀行）	6,050,975		
（近畿労働金庫大阪中央支店）	5,537,054		
（郵便振替口座）	4,680,321		
（三井住友銀行違約金受領口座）	0		
定期預金（近畿労働金庫大阪中央支店）	10,000,000		
貯蔵品（図書カード）	13,976		
（アマゾンギフトカード）	382		
前払費用（次年度会議室使用料）	82,960		
未収入金（近畿労働金庫こもんず原稿料）	50,000		
流動資産合計		48,015,279	
2 固定資産			
付属設備（事務所パーティション）	376,200		
差入保証金（椿本ビル）	1,548,000		
固定資産合計		1,924,200	
資産合計			49,939,479
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金（検討委員検討委員支払報酬等）	198,000		
（未払給与・通勤交通費）	192,030		
（コロナ印刷）	125,587		
（大塚商会）	74,672		
（帝国データバンク）	19,800		
（NTTコミュニケーションズ）	7,810		
（リコーリース）	6,930		
（その他）	14,850		
前受金（次年度会費）	23,000		
預り金（源泉徴収分等）	288,722		
（雇用保険料）	4,616		
未払法人税等（府民税・市民税均等割）	70,000		
流動負債合計		1,026,017	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			1,026,017
正味財産			48,913,462

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式例（消費者契約法第 31 条第 3 項第 5 号関係）

○ 最近の事業年度における貸借対照表（勘定式）

2022 年度 貸借対照表

2023 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人消費者支援機構関西

科 目	金 額 (単位：円)		科 目	金 額 (単位：円)	
I 資産の部			II 負債の部		
1 流動資産			1 流動負債		
現預金	47,867,961		未払金	639,679	
貯蔵品	14,358		前受金	23,000	
前払費用	82,960		預り金	293,338	
未収金	50,000		未払法人等	70,000	
流動資産合計		48,015,279	流動負債合計		1,026,017
2 固定資産			2 固定負債		
附属設備	376,200		固定負債合計		0
差入保証金	1,548,000		負債合計		1,026,017
固定資産合計		1,924,200	III 正味財産の部		
資産合計		49,939,479	前期繰越正味財産	46,281,305	
			当期正味財産増加額	2,632,157	
			正味財産合計		48,913,462
			負債及び正味財産合計		49,939,479

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 前事業年度の末日現在における資産、負債及び財産を記載すること。

3 消費者契約法第 28 条第 1 項各号及び法第 83 条第 1 項各号に規定する財産上の利益については、区分して計上すること。

様式例（消費者契約法第31条第3項第5号関係）

○ 収支計算書

2022年度 収支計算書（活動計算書）
2022年4月1日から2023年3月31日まで

特定非営利活動法人消費者支援機構関西

科 目	金 額 (単位：円)		
I 収益の部			
1 受取会費			
正会員（13団体84.2口、94人97口）	5,180,000		
賛助会員（73団体194口、75人93口）	9,979,000	15,159,000	
2 受取寄付金（2人）	2,023,000	2,023,000	
3 受取助成金	500,000	500,000	
4 事業収入			
各種消費者問題の調査・研究事業	160,000		
各種消費者問題に関する各種啓発事業	5,000		
各種消費者問題に関する広報出版情報提供事業	204,000		
他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	29,000	398,000	
5 その他収益			
受取利息	473		
雑収益	217,050	217,523	
経常収益計			18,297,523
II 経常費用の部			
1 事業費			
差止請求関係業務に係る事業	4,655,947		
被害回復関係業務に係る事業	3,228,758		
各種消費者被害者への救済支援事業	967,329		
各種消費者問題の調査・研究事業	1,080,090		
各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業	540,158		
各種消費者問題に関する各種啓発事業	330,160		
各種消費者問題に関する広報出版情報提供事業	2,217,552		
他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	266,447	13,286,441	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	179,444		
法定福利費	3,115		
福利厚生費	25,727	208,286	
(2) その他経費			
旅費交通費	18,070		
会議費	25,679		
通信運搬費	769,052		
消耗品費	303,952		
賃借料	346,740		
印刷費	199,631		
保険料	179,700		
租税公課	3,885		
減価償却費	59,400		

	支払手数料	74,530		
	支払報酬料	110,000		
	諸会費	10,000	2,100,639	
	経常支出合計			15,595,366
	経常収支差額			2,702,157
III	経常外収益	0	0	
IV	経常外費用	0	0	0
	税引前当期正味財産増減額			2,702,157
	法人税、住民税及び事業税			70,000
	前期繰越正味財産			46,281,305
	次期繰越正味財産			48,913,462

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいい、会計処理上は、事業の種類ごとに区分して記載すること。事業費の例としては、「〇〇事業費」（注：当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれる。）等が挙げられる。

3 収支計算書は、消費者契約法第29条第2項及び法第84条に規定するところにしたがい、「被害回復関係業務」、「差止請求関係業務」「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動に係る業務」、「その他の業務」について、事業毎に区分してその収支が明確になるように作成すること。また、消費者契約法第28条第1項各号及び法第83条第1項各号に掲げる財産上の利益については、その収入及び支出の状況を明瞭に記載すること。

計算書類の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日、2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

耐用年数10年、定額法で償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況

(1) 事業費の計上方法について

定款に基づく各事業費については、その事業に係る収益(収入)と経費(事業費)を計上しています。

なお、賃借料と人件費については各事業の主要な会議開催の回数等を基準として、事業費と管理費及び事業費の中で各事業に按分して振分けしています。2022年度の各事業の主要な会議開催の回数等の基準は、以下のとおりです。

①差止請求関係業務に係る事業		②被害回復関係業務に係る事業		③各種消費者被害者への救済・支援事業	
差止請求検討委員会	12回	被害回復検討委員会	12回	ホームページ更新	50回
差止請求検討グループ会議(弁護士会議等を含む)	48回	被害回復検討チーム会議	10回		
差止請求訴訟期日	8回	H9 弁護士会議	4回		
	68回		26回		50回
④各種消費者問題の調査・研究事業		⑤各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業		⑥各種消費者問題に関する各種啓発事業	
共同事例研究会	11回	意見書の提出	7回	総会記念シンポジウム	1回
双方向コミュニケーション研究会	4回	不招請勧誘規制を求める関西連絡会	9回	京都消費者問題セミナー	7回
双方向コミュニケーション研究会「実践の場」	4回	消費者契約法の改正を実現する連絡会	7回	ひょうご消費者セミナー2022	9回
双方向コミュニケーション研究会「研究会打合せ」	16回	改正消契法・特例法幹事会	1回	大阪府消費者フェア 2022	2回
		特商法改正連続意見交換会・勉強会	5回		
		特商法5年後見直し全国連絡会	1回		
		生命保険協会意見交換会	1回		
	35回		31回		19回
⑦各種消費者問題に関する広報出版情報提供事業		⑧他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業		⑨機関運営の管理費	
ニュース(KC'sニュース)の発行	6回	適格消費者団体連絡協議会	8回	KC's通常総会	1回
メールマガジンの配信	25回	近畿地区生協府県連絡協議会	3回	理事会(メール議決2回を含む)	15回
Twitterでの情報発信	23回	近畿地区生協行政合同会議	1回	常任理事会	12回
「こもんず」消費者情報コーナーの企画・監修	4回			監事監査	2回
「消費者情報」誌への寄稿	2回			第三者調査	1回
「消費者法ニュース」への寄稿	4回			消費者庁定例調査	1回
「日本生協連関西地連ニュース」への寄稿	12回				
「消費者ネットワークわかやま四季だより」への寄稿	4回				
	80回		12回		32回

(2) 事業部門別の損益について (2022 年度実績)

(単位：円)

	勘定科目	① 差止請求 関係業務に係 る事業	②-1 被害回 復関係業務に 係る事業(共 通)	②-2 スターリ ーナイトカン パニー訴訟	③ 各種消費 者被害者への 救済・支援事 業	④ 各種消費 者問題の調 査・研究事 業	⑤ 各種消費 者問題に関する制 度改善等の提言 事業	⑥ 各種消費 者問題に関 する各種啓 発事業	⑦ 各種消費 者問題に関する 広報出版情報 提供事業	⑧ 他の消費 者団体・関係諸 機関とのネット ワーク事業	合計
収入	事業収入	0	0	0	0	160,000	0	5,000	204,000	29,000	398,000
	受取助成金	500,000	0	0	0	0	0	0	0	0	500,000
	収入(合計)	500,000	0	0	0	160,000	0	5,000	204,000	29,000	898,000
事業費	給料手当*	381,316	123,367	22,430	280,379	196,266	173,835	106,544	448,607	67,291	1,800,035
	法定福利費*	6,619	2,142	389	4,867	3,407	3,018	1,850	7,787	1,168	31,247
	福利厚生費*	54,671	17,688	3,216	40,199	28,139	24,923	15,276	64,319	9,648	258,079
	旅費交通費	450,516	0	0	0	5,420	1,700	0	0	17,520	475,156
	会議費	3,000	0	0	0	8,600	0	480	0	31,200	43,280
	通信運搬費	52,060	13,878	5,000	9,900	24,510	380	0	264	3,960	109,952
	消耗品費	0	0	431	0	0	0	0	0	0	431
	賃借料*	736,826	238,385	43,343	631,984	379,248	335,906	205,878	866,854	130,028	3,568,452
	印刷費	0	2,948	0	0	214,500	0	0	829,721	0	1,047,169
	調査研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500	5,500
	租税公課	3,680	6,690	13,000	0	0	0	0	0	0	23,370
	支払手数料	19,496	136,851	0	0	0	396	132	0	132	157,007
	支払報酬料	2,947,123	1,829,000	770,000	0	220,000	0	0	0	0	5,766,123
	新聞図書費	640	0	0	0	0	0	0	0	0	640
	広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費(合計)	4,655,947	2,370,949	857,809	967,329	1,080,090	540,158	330,160	2,217,552	266,447	13,286,441	

◆事業収入の内訳は、①差止請求事業（スマイル基金助成金2件）、④調査研究事業（双方向コミュニケーション研究会参加費160,000円）、⑥啓発事業（関西消費者協会より大阪府消費者フェア参加補助金5,000円）、⑦広報出版情報提供事業（近畿ろうきんこもんず消費者コーナー原稿料4回×50,000円、消費者法ニュース原稿料4,000円）、⑧ネットワーク事業（会議室貸出料29,000円）

◆*は、「2.（1）事業費の計上方法について」の各事業の主要な会議開催の回数等の基準となる表に基づいて、按分しています。

3. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
付属設備	594,000	0	0	594,000	△217,800	376,200
差入保証金	1,548,000	0	0	1,548,000	—	1,548,000
合計	2,142,000	0	0	2,142,000	△217,800	1,924,200

◆付属設備は、事務所のパーテーションです。

◆差入保証金は、事務所の敷金です。

様式例（消費者契約法第31条第3項第5号関係）

○ 事業報告書

2022年度 事業報告書

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(略称:KC's)

I 事業期間

2022年4月1日～2023年3月31日

II 事業の成果

2022年度は、引き続きコロナ禍による活動の制約を受けながら活動を進めました。諸会議はWebシステムでの開催が定着し、参加がしやすくなった反面、リアル参加による意見交換や交流の機会がほとんどなく、対外的な活動も積極的に行えませんでした。

差止請求関係事業では、2016年から訴訟活動を行ってきたフォーシーズ株式会社に対し、最高裁で逆転勝訴の判決が出されました。その他の事案では、交渉を通じて改善した事業者もありますが、連絡が取れない事業者もあるなど活動を進める上で難しい事案もありました。

被害回復関係事業では、団体として初めての共通義務確認訴訟に向けて準備を進めました。

(1) 差止請求関係事業

- ①10の検討グループが訴訟のほか、「お問合せ」、「申入れ」、「要請」活動に取り組み、年間34件の文書を事業者宛に送付し、5事業者が何らかの改善を行いました。
- ②家賃債務保証会社フォーシーズ(株)に対する差止請求訴訟は、12月12日に最高裁において逆転勝訴となりました。
- ③合同会社ユー・エス・ジェイに対する差止請求訴訟の第一審の訴訟対応を進めました。

(2) 被害回復関係事業

- ①5の検討チームが「お問合せ」、「申入れ」活動に取り組み、年間13件の文書を事業者宛に送付しました。
- ②(株)スターリーナイトカンパニーに対する当団体として初めての共通義務確認訴訟の準備を進めました。
- ③消費者庁の措置命令による事業者の返金等の情報について、消費者庁に開示を求めました。

(3) 広報事業

- ①ウェブサイト、事業者への申入れ活動や消費者への注意喚起、行政に対する意見書提出、セミナー等の案内などを迅速に掲載しました。
- ②KC's NEWSとメールマガジンを定期的に発行し、メールマガジンへの新規登録を進めました。また、Twitterを都度更新し、情報発信を行いました。
- ③消費者向け雑誌、専門家向け雑誌への寄稿、生協組合員向け情報誌への記事掲載・監修を行いました。
- ④消費者にわかりやすい情報発信のあり方についての検討は具体化できませんでした。

(4) 組織・財政基盤の強化

- ①コロナ禍により、引き続き団体賛助会員加入要請活動は実施できませんでした。2023年3月末現在の会員と期中の動向は、個人正会員は98人(前年期末比5増2減)、団体正会員は13団体(変動無し)、個人賛助会員は74人(前年期末比4増10減)、団体賛助会員は74団体(前年期末比0増1減)でした。
- ②内閣府の紺綬褒章の寄付先対象である公益団体登録の申請手続きを進めました。
- ③特定適格消費者団体の認定の有効期間が更新されました。

(5) 諸団体・行政・事業者との連携、その他

- ①「ひょうご消費者セミナー」「京都消費者問題セミナー」など、消費者問題に関するセミナー・シンポジウムを他の消費者団体と協力しながら開催しました。
- ②「不招請勧誘規制を求める関西連絡会」、「消費者契約法の改正を実現する連絡会」、「特商法、預託法改正に向けた取組」の活動に参加・協力しました。
- ③事業者と消費者の「双方向コミュニケーション研究会」は、新たに消費者関連専門家会議(ACAP)と連携し、3回の研究会と1回の拡大研究会を開催しました。大学生の参加なども含め研究会の参加が広がりました。事業者と消費者による双方向コミュニケーションの実践の場が4回開催されました。

(6) 組織運営上の改善

- ①2021年4月から差止請求検討委員会、被害回復検討委員会に配置した担当弁護士制について、到達点を振り返り、今後の対応にむけて協議を進めました。事案の事前審査は専門的見解を踏まえ成果が見えた一方、発出文書に関わる作業について課題が見えました。常任理事会を中心に論議を行い、2022年度をもって、担当弁護士制を終了することとし、新しい仕組みについて協議を進めました。
- ②事業者への申入れ等の活動や団体内の機関運営活動上の課題などに対し、運用の見直しを進めました。

III 事業の実施状況

1. 差止請求関係業務に係る事業

(1) 差止請求検討委員会・検討グループ活動

内容 差止請求検討委員会は、事業者及び事業者団体へ申入れ等を行うため、消費者からの受付情報の選定・法的検討や、検討グループの設置準備を行い、検討グループでの検討結果を審議しました。10の検討グループが活動し、23の事案に取り組みました。2021年度から配置した担当弁護士が、検討事案の事前審査等に携わりました。

実施場所 当団体事務所、Web会議システムなど

実施日 2022年4月～2023年3月 差止請求検討委員会 計12回
差止請求検討グループ会議(弁護団会議等含む) 計48回
差止請求訴訟期日 計8回

事業の対象者 会員など

(2) 取り組んだ事案と主な活動

	取り組んだ事案	22年度の主な活動
①	(株)メルペイ、楽天ペイメントが提供するスマホ決済サービスの利用規約	お問合せ活動(終了)
②	フォーシーズ(株)が提供する家賃保証契約条項に対する差止請求	訴訟:上告審:勝訴につき終了
③	サントリーウエルネス(株)が販売する美容ドリンク「リフタージュ」の広告表示	お問合せ活動(終了)
④	サメ軟骨に関する健康食品の新聞折り込みチラシの広告表示	要請活動
⑤	(合)ユー・エス・ジェイが運営するテーマパークの利用規約に対する差止請求	訴訟(第一審:係争中)
⑥	(株)プレミアムコスメが販売するダイエット効果をうた	申入れ活動

	うサプリメントの広告表記及び解約方法	
⑦	(株)希乃屋が運営する通信販売サイトでの定期購入販売の表示等	申入れ活動
⑧	(株)ハハハラボが運営する通信販売サイトでの定期購入販売の表示等	申入れ活動
⑨	(株)総合資格が募集している資格試験対策講座等の受講申込書等	要請活動(終了)
⑩	バリューマネジメント(株)が運営している結婚式場の契約条項	申入れ活動
⑪	(株)ヴィエリスが運営している脱毛サロン「キレイモ」の契約条項	申入れ活動
	【非公表事案】その他、4 検討グループにて、10 事案に取り組みました。	

①(株)メルペイ、楽天ペイメントが提供するスマホ決済サービスの利用規約

相手先 (株)メルペイ、楽天ペイメント(株)

交渉開始日 2020年4月27日((株)メルペイ2022年6月9日、楽天ペイメント(株)2022年6月30日 終了)

経過 当団体は、QRコード決済サービスを提供する両社に対し、2020年4月27日に「お問合せ」を送りました。(株)社メルペイから、同年6月4日に「回答書」を受領し、「回答書」に基づいて同社と同年10月22日オンラインで協議を行いました。同年11月20日協議時に行った当団体の質問に対する回答を文書で受領しました。2022年3月18日メルカリガイドを改定した旨同社よりメールで連絡があり、改正されたことを確認しました。

楽天ペイメント(株)に対しては、2021年3月30日に「再お問合せ」を、同年11月25日に「お問合せ(その3)」を送りました。楽天グループ(株)から同年1月26日と同年4月21日、同年12月22日にそれぞれ「ご回答」と題する回答の送付があり、12月22日付「ご回答」で2022年年初に規約を改定される予定である旨報告がありました。2022年5月に規約が改定されたことを確認しました。

こうした事情に鑑み当団体は、両社の規約に対する消費者契約法に基づく差止請求を現時点では見合わせることにし、2022年6月をもって両社に対するお問合せ活動を一旦終了しました

②フォーシーズ(株)が提供する家賃保証契約条項に対する差止請求

相手先 フォーシーズ(株)

提訴日 2016年10月24日大阪地方裁判所に提訴(2022年12月12日終了)

経過 2015年1月28日付、同年6月12日付で、同社に対し、それぞれ、「お問い合わせ」を送付しました。同社から、同年2月27日、同年9月18日付で、それぞれ回答がありました。また、協議も行いました。同社からの各回答について検討した結果、同社の「住み替えかんたんシステム保証契約書」の保証契約条項には、消費者契約法その他の法律に反し不当と考えられる点があると判断し、同社に対し、当該条項の修正・削除などを求める、2016年1月27日付「申入書」を送付しました。同年3月4日付回答を受け、同年7月29日付「申入書兼消費者契約法41条1項に基づく事前請求」を執行しました。

同年10月24日に大阪地裁に①賃料3か月分以上の滞納があったときは、フォーシーズが、無催告にて、原賃貸借契約を解除できるとする13条1項前段、②賃料等の支払を2か月以上怠るなど所定の4要件を満たすときは、フォーシーズが、建物の明渡しがあったものとみなすことができるとする18条2項2号、以上二つの条項を消費者契約法10条違反であるとして、「差止請求訴訟」を提起しました。2019年6月21日日期日にて判決言渡しがありました。判決は、原告の請求のうち、

①契約条項 18 条 2 項 2 号については消費者契約法 8 条 1 項 3 号により無効となると判断し認容されました。他方で、②契約条項 13 条 1 項については消費者契約法により無効とならないと判断し認容されませんでした。

2019 年 7 月 2 日フォーシーズ(株)訴訟「第一審判決」に対する「控訴状」を大阪高裁に提起し、2020 年 11 月 19 日まで 3 回の期日を終えて結審し、2021 年 3 月 5 日期日にて一転して全面敗訴の判決言渡しがありました。

2021 年 5 月 18 日、最高裁に対し、上告受理申立て理由書を提出しました。なお、上告は取り下げました。

2022 年 12 月 12 日、最高裁第一小法廷(堺徹裁判長)は、フォーシーズに、契約の差止めや契約書ひな形の廃棄を命じる判決を言い渡しました。①13 条 1 項前段の趣旨について、原審大阪高裁判決が、賃料等の支払の遅滞を理由に原契約を解除するにあたり催告をしなくてもあなたがち不合理とは認められないような事情が存する場合に、無催告で解除権を行使することを定めた条項であると解したのに対し、最高裁は、文言上はそのような限定を加えておらず、消費者契約法 12 条 3 項に基づく差止請求において、原判決のような限定解釈をした場合には、解釈について疑義の生ずる不明確な条項が有効なものとして引き続き使用され、かえって消費者の利益を損なうおそれがあり相当でないとして判断しました。その上で、原契約の当事者でもないフォーシーズがその一存で何らの限定なく原契約につき無催告で解除権を行使することができるとするものであるから、賃借人が重大な不利益を被るおそれがあるとして、消費者契約法 10 条に該当すると判断しました。

また、②18 条 2 項 2 号の趣旨について、原判決が、所定の 4 要件を満たすことにより、賃借人が建物の使用を終了してその占有権が消滅しているものと認められる場合に、フォーシーズが、建物の明渡しがあったものとみなし、原契約を終了させる権限を付与した趣旨であると解したのに対し、最高裁は、原契約が終了している場合に限定して適用される条項であることを示す文言はないなどとして、原契約が終了していない場合でも、フォーシーズに建物の明渡しがあったものとみなすことができる旨を定めた条項であると判断しました。その上で、18 条 2 項 2 号に基づいて建物の明渡しがあったものとみなされたときには、賃借人は、原契約の当事者でもないフォーシーズの一存で、本件建物に対する使用収益権が一方的に制限されることになる上、建物の明渡し義務を負っていないにもかかわらず、法定の手続によることなく明渡しが実現されたのと同様の状態に置かれ、著しく不当であるなどとして、消費者契約法 10 条に該当すると判断しました。

③サントリーウエルネス(株)が販売する美容ドリンク「リフタージュ」の広告表示

相手先 サントリーウエルネス(株)

交渉開始日 2022 年 3 月 28 日(2023 年 2 月 28 日終了)

経過 サントリーウエルネス(株)が提供する美容ドリンク「リフタージュ」の広告には、「落ちる」「下がる」「あきらめかけていた深刻な日々のたるみ」「上がる美容革命」「劇的！上がる 独自の『3UP配合』」「ハリのある、『たるまない』毎日へ」などの表示が行われていました。

消費者から見ると、これらの各表示は、本商品を服用することで、加齢等により重力によって垂れ下がっていた肌や皮膚に具体的な変化が得られるという印象を受けると考えられることから、2022 年 3 月にサントリーウエルネス(株)に対して、お問合せ活動を開始しました。

お問合せに対し、7 月 14 日付けで回答を受領しましたが、同社は「指摘を踏まえ、お客様の視点からより誤解を招くことのないように表示内容を見直す」とし、「『公式サイト』について削除・修正を既に行い、『公式サイト以外』のサイトの表記についても、同趣旨での修正を予定しており、対応が完了するまでの間、配信を停止する」と表明しました。

その後、同社のウェブサイトにおける当該商品の表示・広告が回答趣旨に沿って修正されたことを確認したことにより、2023年2月をもって活動を終了しました。

④ サメ軟骨に関する健康食品の新聞折り込みチラシの広告表示

相手先 日本サメ軟骨普及協会、ヨシキリザメ研究室

交渉開始日 2018年3月28日、2021年10月5日

経過 上記団体の広告は、サメ軟骨を摂取すれば、変形性関節症をはじめとする疾病に関し、治療・予防等の効果・効能を得られる旨を表示していました。これは、薬機法2条1項2号「人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物」にあたり、「医薬品」に該当します。しかし、サメ軟骨は、「製造販売についての厚生労働大臣の承認」を受けていないものであり、これらの広報活動は、何人も、未承認の医薬品の広告をすることを禁止する薬機法68条に違反するものです。

そこで、日本サメ軟骨普及協会に対して2021年5月12日付けで、ヨシキリザメ研究室に対しては同年10月5日付けで、広告をやめるよう「要請書」を送付しました。日本サメ軟骨普及協会からは「広報活動については、疑念を持たれない内容を確認するまで無期限に停止する。」という回答を同年6月21日に受領しました。しかし7月においても、問題の新聞折り込みチラシ広告が確認されたことから、再度お問合せを行いました。それに対し協会は、前回答を行った6月以降は広報を停止している旨を同年11月2日付けで回答しました。ヨシキリザメ研究室からは、同年11月4日に、団体を11月末日で解散するという旨の回答を受けました。

2022年度は、上述の2団体はじめ、名称に関わらずサメ軟骨に関連する団体の動きについて調査を行いました。2団体について今後再び、広報活動が再開され消費者被害が拡大する可能性もあることから、引き続き、新たな動きがないかを注視しています。

⑤ (合) ユー・エス・ジェイが運営するテーマパークの利用規約に対する差止請求

相手先 合同会社ユー・エス・ジェイ

提訴日 2019年10月16日大阪地方裁判所に提訴（係争中）

経過 当団体は同社の運営する「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」(USJ)等のチケットを販売する「WEBチケットストア利用規約(以下同社規約)」について検討し、2017年4月以降、同社と文書等のやり取りを進めてきました。

同社規約の一部条項は、チケット購入者(消費者)が、購入後の事情変更等により同社の施設が利用できなくなった場合でも、施設利用契約(準委任契約)の解除という民法上認められている権利を全面的に制限している上、チケットを有償譲渡(販売価格以下での譲渡も含みます)して購入代金を回収することも禁止しています。しかも、その制限は、チケットの種別・理由のいかんを問わず一切できません。

これらの制限は、一方的に消費者の利益を害するものとして、消費者契約法10条に反し不当と思われる点があると判断し、当団体は同社に対して2018年12月5日付「申入書」を送付し、2019年1月9日付「回答書」を受領しました。同年9月27日消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書を送付し、同年10月16日、合同会社ユー・エス・ジェイの運営するユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)の「WEBチケットストア利用規約」の契約条項の削除などを求め、大阪地裁に差止請求訴訟を提起しました。2019年12月20日第1回期日があり、2021年度までに第12回期日まで開かれ、2022年度は6回期日が開かれました。

⑥ (株)プレミアムコスメが販売するダイエット効果をうたうサプリメントの広告

表記及び解約方法

相手先 (株)プレミアムコスメ

交渉開始日 2021年7月7日(2022年5月24日終了)

経過 同社が提供する「極み菌活生サプリ」の定期販売について、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法その他の法令に照らして問題がないか検討するため、同社定期購入に関する最終確認画面など契約に関する資料の提供を求める「お問合せ」を2021年3月26日付けで送付し、同社から、同年4月6日付けで回答を受領しました。

それに基づき検討した結果、同社の「ビューティー菌活コース」、「初回ポッキリ480円コース」における表記を景品表示法30条1項に基づく停止を求めること、また、同社定期コースの解約が電話やLINEに限定されていることが消費者契約法10条に基づき無効である旨の「申入書」を同年7月7日付けで同社に送付しました。同社からは、同年8月4日付けで「初回480円コースに参加する」という表記を「初回限定特別価格480円(送料無料)お得な定期コースへ申込み！」に改善する旨の回答がありましたが、最終確認画面及び解約方法の定めについて、特定商取引法上の疑義があるとの判断に至り、同社商品の定期購入コースである「ビューティー菌活コース」、「初回ポッキリ480円コース」、「極み菌活生サプリモニター特別定期コース」の最終確認画面について、「初回ポッキリ」「お試し」「縛りなし」のような1回限りの購入であることを強調する表示の変更、「ご注文内容」として、商品の分量、金額、支払時期、引渡時期や解約などに関する事項を明確に表示することなどを求めた「要請書」を2022年1月31日付けで送付しました。

この要請に対して、同年3月2日付けで同社より、同社商品に対する新規顧客に向けた定期販売の全てを2月末で終了すること、既存会員に対しても、定期コースの販売終了の案内を同社ウェブサイトへ掲載し、定期コースの休止・変更・解約についても一定の改善を図るとの回答を得ました。当団体は、同社商品の新規顧客に向けた定期販売の全てを同年2月末で終了することについては、同年3月4日に、同社公式ウェブサイト(<https://premium-cosme.jp/>)にて、その内容を確認しました。以上の結果を踏まえ、当団体は「申入れ・要請」活動を一旦終了することとして、同年5月24日付で、当団体は同社に対して「ご連絡(「申入れ」活動終了通知)」を送付し、申入れ・要請活動を終了しました。

⑦(株)希乃屋が運営する通信販売サイトでの定期購入販売の表示等

相手先 (株)希乃屋

交渉開始日 2022年9月1日(継続中)

経過 同社が通信販売サイトで販売する「希乃屋エアカラーフォーム」という染毛剤の広告表記について差し止めを求める「申入書」と同社に対する質問及び情報提供を求める「お問合せ」を2022年9月1日付けで送付しました。それに対して、同社から同年10月3日付け「回答書」を受領しました。

同社に対する「申入書兼お問合せ」では、「定期コースで始める4つのメリット」に「いつでも解約OK」と表示していること、購入時の最終確認画面の「ご注文確認画面」に「定期購入」と明示せず、「キャンペーン内容」欄に「定期コース」と記載していることの停止を申し入れました。

一方、回答書では、同社から「既に広告出稿を止めており、2022年9月21日付けで販売URLの非表示といたしました。」とありました。当団体は、契約継続中の顧客に対する自社サイトからの販売も中止したのか、また、その販売が継続している場合の休止又は解約手続方法について改めて問合せることとして、2023年3月30日に「再お問合せ」を送付しました。

⑧(株)ハハハラボが運営する通信販売サイトでの定期購入販売の表示等

相手先 (株)ハハハラボ

交渉開始日 2022年3月1日(継続中)

経過 同社が通信販売サイトで販売する「JOMOTAN1個トクトクコース」の広告表記について、2022年3月1日にお問合せを送付、その後、「お問合せ」に対する同社の回答書一式を検討した結果、同社の広告画面及び購入時の最終確認画面には特定商取引法上の問題があるとの判断に至り、差止めを求める「申入書」及び消費者団体としての任意の要請である「要請書」を同年9月1日付で送付しました。それに対して、同社から同年11月29日付け「回答書」を受領しました。

当団体からの「申入書兼要請書」では、「購入時の最終確認画面の最上部に、ご注文内容JOMOTAN1個トクトクコース…合計(税込)¥500」の表示を停止することの申入れと、「初回実質無料」という表示や注文フォームにおける注文内容の確認としての「【1本トクトクコース】100g×1本お届け 初回限定価格実質無料(送料相当¥500(税込)のみ)」を一体として表示することを停止すること、「初回実質無料」の表示の近くに、同程度の大きさの文字で、定期購入であることの表示を行うことの要請を行いました。

「回答書」では、当団体から申入れを行った表示の削除と、要請を行った表示の修正が明記されていましたが、同社のウェブサイトを確認したところ、消費者の誤認を発生させない改善には至っていないと判断して、景品表示法第30条1項2号に定める有利誤認表示に該当するとして、「再申入書」を送付しました。

⑨(株)総合資格が募集している資格試験対策講座等の受講申込書等

相手先 (株)総合資格

交渉開始日 2021年6月7日(2023年3月2日終了)

経過 (株)総合資格が募集している資格試験対策講座等について、解約等をめぐるトラブルについて情報提供を受けたことから、消費者契約法等の法令上問題がないか検討するため、2021年6月より3度にわたりお問合せを行い、提供を受けた資料を基に検討を行いました。

検討の結果、種々の契約書類において、その内容が複雑多岐にわたり、一見して消費者が受講しようとする講座やその受講方法の特定、中途解約の場合の解約返戻金の有無・算出方法の特定等が困難と言わざるを得ず、消費者においては契約内容の理解が十分になされていないと判断しました。そこで、2022年9月6日付けで、契約書面の改善や解約返戻金の算出方法の明示などを求める「要請書」を送付しました。

同社は同年10月2日付け回答書において、次回の「受講申込書」の改訂に合わせ、一定の改善を図る旨を回答されました。これに対して、当団体は、同年11月28日付け「要請書兼お問合せ(その4)」において、その改善の実施時期及び改訂版の受講申込書の提供を求めました。同社からは同年12月11日付けで、改訂版の受講申込書と合わせ、同年11月7日から運用を開始した旨の回答を受けました。

これにより、同年10月2日付け回答で表明された改善について確認ができたことにより、2023年2月をもって要請活動を終了しました。

⑩バリューマネジメント(株)が運営している結婚式場の契約条項

相手先 バリューマネジメント(株)

交渉開始日 2021年11月2日(継続中)

経過 結婚式の予約をコロナ禍のためキャンセルしたところ、通常のキャンセル料(30万円)を請求されたという事案で、他社の式場との比較では契約時の予約金が高額であること、契約成立直後にキャンセルしてもキャンセル料が発生することが問題であると判断しました。高額なキャンセル料の根拠、諸費用が発生する要因、平均的損害額の算出方法等を確認するため、2021年11月2日に同社に対して「お

問合せ」を送付して以降、お問合せ・申入れ活動を行ってきました。しかし、2回に渡るお問合せを行いました。キャンセル料の根拠は明確にならなかったため、同社のキャンセル料の条項は消費者契約法第9条1項に抵触し、平均的損害を超える部分は無効とする「申入書」を2022年11月4日に送付しました。その後、同社からの同年11月28日付け回答では、キャンセル料の額を30万円とする条項の使用停止など、当団体の申入れ内容に沿った改善が示されていたので、申入れ活動の終了に向けて検討しています。

⑪(株)ヴィエリスが運営している脱毛サロン「キレイモ」の契約条項

相手先 (株)ヴィエリス

交渉開始日 2022年3月25日(継続中)

経過 全身脱毛サロン「キレイモ」を運営する会社に対して2022年3月25日付「お問合せ」を送付して以降、お問合せ活動を行ってきました。

受領した2つの回答書及び契約書一式について検討した結果、契約書の「施術提供延長期間」において解約がなされた場合に、中途解約及び返金を認めない旨の特約について、特定商取引法58条の22第2項2号に基づき、同年11月29日付「申入書兼再々お問合せ」を送付し、申入れ(不当な特約の差止請求)をしました。

しかしながら回答がないため、回答を督促する同年12月26日付「ご連絡」を送付しましたが、その回答もありませんでした。

一方、同年10月1日に28店舗を他社に事業譲渡し、他の店舗は閉店されました。すでに「キレイモ」のウェブサイトの運営会社は変更され、会社による新規の契約は受け付けておりません。

「申入書兼再々お問合せ」に対して回答しないという対応は大変遺憾です。引き続き「キレイモ」の運営の状況を注視し検討を続けています。

2. 被害回復関係業務に係る事業

(1) 被害回復検討委員会

内容 被害回復検討委員会では、事業者及び事業団体への申入れ等を行うため、消費者からの受付情報の選定や検討、事案の検討結果を審議しました。必要に応じて、被害回復検討委員会の中でチームを形成し、5つの事案に取り組みました。2021年度から配置した担当弁護士が、検討事案の事前審査等に携わりました。

実施日 2022年4月～2023年3月 被害回復検討委員会 計12回

被害回復検討チーム会議(弁護団会議等含む) 計14回

事業の対象者 会員など

(2) 取り組んだ事案と主な活動

	取り組んだ事案	2022年度の主な活動
①	消費者庁が所有する(株)モイストの返金措置に関する行政文書の開示	申入れ活動
②	(株)スターリーナイトカンパニーが開催を中止したイベントについてのチケット代金の返金の申入れ	訴訟準備
③	(株)ラウレラが運営するサイトの表示等に関する返金等対応の申入れ	申入れ活動
④	消費者庁から措置命令を受けたキリンビバレッジ(株)が販売する果汁飲料に関する返金等	お問合せ活動(終了)
	【非公表事案】その他、1検討チームにて、1事案に取り組みました。	

①消費者庁が所有する(株)モイストの返金措置に関する行政文書の開示

相手先 消費者庁

交渉開始日 2020年2月25日(継続中)

経過 消費者庁長官が認定した返金措置を実施した(株)モイストに対して、返金状況について報告を求めましたが、「いずれも非開示とさせていただきます。」旨の回答がありました。消費者庁が認定した返金措置を同社が実施したとしても、その結果等の具体的な内容が把握できなければ当団体が求めた程度に適切な対応がされていたか判断できないため、消費者庁に対して情報の開示を求める「申入書」を送付したところ、「機微な情報であるので回答できない」と回答がありました。

そのため、消費者庁が同社の返金措置の実施と報告に伴い作成し保有する行政文書の開示を求めて、2022年5月6日付「行政文書開示請求書」を送付しました。

同年6月7日付「行政文書開示決定通知書」を受領し行政文書の写しを受領しましたが、開示内容が不十分なため、同年9月1日付「審査請求書」を送付しました。その後、同年11月18日付「行政文書開示決定(変更)通知書」を受領し行政文書の写しを受領しました。

しかしながら、まだ不十分な点があるため審査請求書は維持しています。

②(株)スターリーナイトカンパニーが開催を中止したイベントについてのチケット代金の返金の申入れ

相手先 (株)スターリーナイトカンパニー

交渉開始日 2022年5月16日

経過 (株)スターリーナイトカンパニーは、LED ランタンを参加者で一斉に空に放つイベントを主催していますが、2021年12月17日及び同月19日に開催を予定していた「空飛ぶクリスマスツリー」企画について、中止されたにも関わらず返金がなされなかった消費者が多数いるとの情報があつたことから、2022年5月に「お問合せ」を行いました。しかし、同社からの回答はなく、回答督促に対しても何らの連絡はありませんでした。

こうした状況の中、被害情報及び同社ウェブサイトでのイベント募集情報を検討し、同社にはイベントのチケット購入者に対して、チケット代金相当額の返金をすべき義務があるとの結論に達したことから、同年9月30日付けで自主的に返金を行う旨を求める申入れを行いました。

これについても同社からは何らの回答はないことから、2023年4月5日に大阪地方裁判所に「被害回復訴訟」の提起を行う準備を進めました。

③(株)ラウレラが運営する通信販売サイトでの定期購入販売の表示に関する返金等対応の申入れ

相手先 (株)ラウレラ

交渉開始日 2022年10月4日(継続中)

経過 初回1,000円、クレジットカードの場合は500円、2回目以降は配送3日前まで、3回目以降は配送7日前までに連絡すると、受け取り回数に関わらず解約可能との記載を見て購入したが、2回目の配送予定日に引き落としの通知メールがあり、カスタマーサポートに電話連絡したが、解約申し込みはネット手続きのみで解約できないという案件。2022年10月4日に「申入書兼お問合せ」を執行しましたが、回答期日の同年11月4日を過ぎても回答は無く、同年11月17日「ご連絡」を執行、同年12月6日「再ご連絡」を代表取締役の自宅宛に執行したが回答はありませんでした。その後、2023年2月10日にラウレラの代理人となってい

る法律事務所へ「申入書兼お問合せ」を送付しましたが、2月25日代理人弁護士より回答できない旨の返信がありました。そのため、今後の検討委員会にて案件の終了について検討することになりました。

④消費者庁から措置命令を受けたキリンビバレッジ(株)が販売する果汁飲料に関する返金等

相手先 キリンビバレッジ(株)

交渉開始日 2022年11月30日(2023年2月1日終了)

経過 同社は、同社が供給する果実ミックスジュース「トロピカーナ 100% まるごと果実感 メロンテイスト」に係る表示(以下「本件表示」という。)について、2022年9月6日に消費者庁より景品表示法に基づく措置命令(優良誤認)を受けました。メロン果汁が2%しか入っていないにもかかわらず、「あたかも、本件商品の原材料の大部分がメロンの果汁であるかのように示す表示」である、との指摘でした。

当団体は、同社に対し、消費者が誤認して購入したことによる財産的損害を回復すべき、という観点から、同社に対し同年11月30日消費者に何らかの形で被害回復を行う意思があるか問う「お問合せ」を送付しました。同社から2023年1月6日、「当社は今回の措置命令を真摯に受け止め、消費者庁のご指導のもと、しかるべき対応を実施し、また今後も実施して参る所存でありますため、商品代金の返金及び景品表示法10条による返金措置の実施の予定はいずれもございません。」とする回答を受領しました。当団体は形式的には消費者裁判手続特例法による被害回復訴訟の対象となるものの、商品小売価格が1個あたり数百円の商品被害について、裁判手続を利用するとどうしても費用倒れになってしまうため、本件に関し同社を提訴することは事実上困難であると判断しました。

2023年2月1日、当団体のウェブサイトの問題意識、経過と「日本有数の企業グループに属する代表的な飲料メーカーであり、親会社であるキリンホールディングス(株)は、本件措置命令前の令和4年7月末時点までは消費者庁が推進する“消費者志向自主宣言”事業者であったことから、本件において可能な被害回復や、違法な活動により生じた利得を残さないための施策を実現することを要望すること。」「現在消費者庁では景品表示法の改正が検討されており、違法な表示の是正と同時に、今まで以上に、違法な表示により被害を受けた消費者の被害回復に資する制度の整備が求められること。」以上2点を当団体の見解として発表し、終了しました。

3. 情報収集

(1) 情報収集業務の体制、内容

- ・体制:事務局7名(中心的な対応は2名、他5名は補助的な対応)
- ・時間:平日10時~17時
- ・情報収集方法:①情報受付専用電話への消費者からの電話、②当団体ウェブサイト「情報受付フォーム」への消費者の入力によるメール受信

(2) 収集した情報の取扱い

- ・収集した情報は、所定の様式にまとめ、差止請求検討委員会及び被害回復検討委員会で事案の検討を行いました。
- ・さらに検討が必要な事案については、差止請求検討グループ、被害回復検討チームで調査・分析を行い、各検討委員会で審議後、理事会で審議・確認し、事業者へ申入れ等を行いました。

(3) 収集した情報件数の推移

2019年度から2022年度までの情報提供受付件数の推移

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度

メール受信(ホームページ経由)	77	138	91	106
電話等(FAXその他含む)	116	82	108	85
合計	193	220	199	191

(4) 情報提供申請

- ・国民生活センターに計 22 件(差止請求 13 件、被害回復 9 件)の情報提供申請を行い、回答を得て、事案の検討材料としました。
- ・大阪府への情報提供申請は1件です。

4. 各種消費者被害者への救済・支援事業

内 容 消費者被害に関係する情報を提供し、個別被害者の救済及び支援に資するため、差止請求権の行使の経過や結果、被害回復に係る申入れに基づく経過や結果を当団体ウェブサイトに掲載することにより公表しました。ウェブサイトの更新は、50 回実施しました。

実施場所 当団体事務所

実施日 ウェブサイトは随時更新

計 50 回

事業の対象者 一般消費者

5. 各種消費者問題の調査・研究事業

① 共同事例研究会

内 容 大阪府・大阪弁護士会主催「共同事例研究会」に参加し、最新の消費者被害事例の調査・研究を行いました。

実施場所 大阪弁護士会館

実施日 2022 年 4 月 28 日、5 月 25 日、6 月 24 日、7 月 21 日、9 月 15 日、10 月 18 日、11 月 17 日、12 月 16 日

2023 年 1 月 19 日、2 月 15 日、3 月 16 日

計 11 回

事業の対象者 弁護士、相談員

② 双方向コミュニケーション研究会

内 容 2022 年度の研究会は、「企業の社会的活動」を取上げ、消費者関連専門家会議(ACAP)様とも連携をしながら進めました。

第1回研究会(7 月 29 日)は、プラスチックトレーのリサイクルに積極的に取り組まれている(株)エフピコ様より、「エフピコモデルの資源循環型リサイクル」と題して報告をいただき、消費者と事業者のグループ討議を行いました。

第2回研究会(8 月 24 日)は、サラヤ(株)様から、ボルネオ島での生物多様性を守る取り組みを、「サラヤ『緑の回廊プロジェクト』について」と題して報告をいただき、前回に引き続いてグループ討議を行いました。

第3回研究会(9 月 28 日)は、ACAP様を通じて研究会参加事業者の皆さんに企業の社会的活動について「消費者に関心を持っていただくための工夫をどうするか?」「消費者が関心を高めるには?」という質問をし、その回答を基にグループ討議を行いました。事業者からは苦労や発信へのためらいが出され、消費者からは、「私たちはもっと知りたい」「教えてもらわないと消費者自体が変われない」など活発な意見交換がありました。

第4回研究会(11 月 18 日)は拡大研究会として、広く呼び掛けて行いました。大阪ガスマーケティング(株)様からは「Daigas グループの取り組み」、(株)Mizkan 様からは「ミツカングループ『未来ビジョン宣言』に込めた思い」、ピ

ジョン(株)様からは「ピジョンの消費者志向活動」、とそれぞれ各社のSDGsも踏まえた社会的活動について報告いただき、各々グループに分かれて論議を行いました。

このような双方向コミュニケーション研究会の取組みを、広く消費者、事業者のみなさんに伝え、引き続き、双方の相互理解の取組みを進めていきます。

実施場所 全てWeb会議システムを利用した会議(当団体事務所)

実施日 研究会(2022年7月29日、8月24日、9月28日、11月18日)4回、実践の場(2022年12月8日から2023年3月8日)4回(Web開催含む)、研究会打合せ(2022年4月14日～2023年2月15日)16回

計 24 回

事業の対象者 事業者、消費者

6. 各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業

(1) 意見書の提出

計 7 回

	内容	実施日	事業の対象者	回数
①	特定商取引法等の書面の電子化に関する検討会における審議内容を受けて、「書面交付の電子化に関する政省令の在り方についての意見」を提出	2022年4月28日	消費者庁	1回
②	消費者支援機構日本(COJ)からの呼びかけを受けて、「共通義務確認訴訟に関し公正な裁判を求める要請書」を提出	2022年4月28日	最高裁判所	1回
③	KC'sも参加する「消費者契約法の改正を実現する連絡会」から「令和4年消費者契約法改正を受けた今後の消費者契約法の改正の在り方についての意見」を提出	2022年6月27日	消費者庁	1回
④	KC'sも参加する「消費者契約法の改正を実現する連絡会」から「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)」等に関する意見を提出	2022年10月21日	消費者庁	1回
⑤	『「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」への意見』を提出	2022年12月28日	消費者庁	1回
⑥	KC'sも参加する「消費者契約法の改正を実現する連絡会」から、「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の成立に対する声明」を提出	2023年1月13日	消費者庁他	1回
⑦	家賃保証会社「フォーシーズ株式会社」に対する差止請求訴訟の2022年12月12日の最高裁判決を受け	2023年1月26日	国土交通省、全国保証機構、家賃債務	1回

	て、国土交通省及び業界団体に「要望書」を送付		保証事業者協議会	
--	------------------------	--	----------	--

(2) 消費者契約法の改正を実現する連絡会、不招請勧誘規制を求める関西連絡会、消費者契約法・消費者裁判手続特例法改正・特定商取引法改正に向けた取組への参加

内 容 「消費者契約法の改正を実現する連絡会」と「不招請勧誘規制を求める関西連絡会」の活動に参加・協力しました。また、全国の諸団体が連携した「消費者契約法・消費者裁判手続特例法の改正」、「特定商取引法の改正」の取組に参加・協力しました。特定商取引法の 5 年後見直しについては全国連絡会に参加しました。

実施場所 Web会議システムを利用した会議

実施日 2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日

消費者契約法の改正を実現する連絡会 7 回、不招請勧誘規制を求める関西連絡会 9 回、改正消契法・特例法幹事会 1 回、特商法改正意見交換会 3 回、特商法改正連続勉強会 2 回、特商法 5 年後見直し全国連絡会 1 回

計 23 回

事業の対象者 弁護士、消費者団体、相談員

(3) 生命保険協会意見交換会

内 容 「生命保険協会意見交換会」に参加しました。一般社団法人生命保険協会より生保業界の取組概要について説明を受け、直近の相談内容や、消費者被害への対応などについて意見交換を行いました。

実施場所 生命保険協会大阪事務所

実施日 2023 年 1 月 19 日

計 1 回

事業の対象者 一般社団法人生命保険協会、消費者

7. 各種消費者問題に関する各種啓発事業

①2022 年度 KC' s 通常総会記念シンポジウム

内 容 「KC' s の活動から見えてきた被害回復請求の限界と展望」と題してシンポジウムを開催しました。冒頭、二之宮義人常任理事より、今回のシンポジウムの位置づけやねらいなどについて説明ののち、登壇者による意見交換を行いました。

坂東俊矢常任理事からは、消費者裁判手続特例法の改正に関し、前進した点や課題などお話しいただきました。五條操理事・被害回復検討委員長からは、KC' s で取り組んだ「ハイオクガソリンの不当表示」、「消費者庁による処分の事後的取消」の事例を基に課題についてお話しいただきました。田中雅代被害回復検討委員からは、消費生活相談センターに寄せられる被害の実情から、KC' s の取組への意見や制度を広げる上での課題についてお話しいただきました。

実施場所 マイドームおおさか8階第1・第2会議室(Web会議システム併用)

実施日 2022 年 6 月 25 日

計 1 回

事業の対象者 会員、消費者・事業者、行政関係者など約 100 名参加

②2022 年度京都消費者問題セミナー

内 容 2022 年 12 月 3 日、京都府、特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク(KCCN)、特定非営利活動法人コンシューマーズ京都、特定非営利活動法人消費者支援機構関西(KC's)、京都生活協同組合、京都府生活協同組合連合会の共催、京都市の後援で 2022 年度京都消費者問題セミナーが、「その誘いだいじょうぶ? ~18 歳、19 歳が狙われる! 一人で悩まずに相談しよう~」をテーマにWeb開催されました。

冒頭、坂東京都産業大学教授より、成年年齢引下げと若者における消費者被害の実情について報告をいただいた後、京都府消費生活相談員より事例報告と学生も参加した電話相談のロールプレイング、適格消費者団体からの報告、パネルディスカッションに取り組みました。このセミナーは、消費者問題の啓発と適格消費者団体の認知度を高めることを目的として開催されてきました。

実施場所 Web会議システムによる開催(実行委員会、セミナー)

実施日 2022年5月31日、6月28日、7月27日、8月31日、11月16日、12月15日
(実行委員会6回)

2022年12月3日(セミナー当日1回)

計7回

事業の対象者 会員、消費者、行政関係者など68名参加

③ひょうご消費者セミナー2022

内 容 2023年3月9日、特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット・兵庫県生活協同組合連合会・生活協同組合コープこうべ・特定非営利活動法人消費者支援機構関西の共催で、「身につけたい！広告を見るチカラ」をテーマとして、ズームを使用したオンラインにて開催しました。参加者は48名でした。ひょうご消費者ネットと当団体の活動紹介に続き、講師の武田典子氏(公益社団法人 日本広告審査機構(JARO)関西事務所)から、メディアリテラシー(情報を読み解き、活用する能力)の重要性、関連する法律「景品表示法」「医薬品医療機器等法」「特定商取引法」の解説、インターネットとテレビの2媒体が苦情の大きな割合を占めていること、アフィリエイトの仕組みなどのお話をいただきました。

実施場所 Web会議システムによる開催

実施日 2022年11月11日、11月24日、12月14日、2023年1月5日、1月24日、2月8日、2月21日、3月3日(打合せ8回)、
2023年3月9日(セミナー当日1回) 計9回

事業の対象者 会員、消費者、消費者団体、行政

④大阪府消費者フェア2022

内 容 今年度の大阪府消費者フェアは、大阪府消費生活センター・大阪府消費者フェア実行委員会の主催で、「今こそ見直そう、私たちの消費生活」をテーマとして開催されました。今年度も会場に集う企画ではなく、Web上に設定された「パフォーマンス」「ハンドメイド」「知っとこ情報」三つのコーナーに各団体に参加する内容で、11月5日から12月9日まで開催されました。当団体は、「知っとこ情報」コーナーで、当団体の日頃の活動内容を紹介しました。また、大阪府内で活動している消費者団体やNPO法人から、日頃の活動内容や個別のテーマに沿って取り組まれた調査・研究活動を消費者にとってのお役立ち情報などが紹介されました。

実施場所 Web会議システムによる開催

実施日 2022年8月3日、9月2日(実行委員会2回)

計2回

11月5日から12月9日(Web上に掲載)

事業の対象者 会員、消費者、消費者団体、行政、事業者

8. 各種消費者問題に関する広報・出版・情報提供事業

(1) 広報

①ニュース(KC's NEWS)の発行

内 容 当団体の活動内容や各種消費者被害、消費者政策に関する情報提供を行うため、ニュース(KC's NEWS)の発行を6回行いました。

実施日 年間6回発行(No. 95~No. 100)

計6回

事業の対象者 会員、消費者、行政、報道関係者(発行部数約2,200部)

②メールマガジンの配信

内 容 当団体の活動内容や各種消費者被害、消費者政策に関する情報提供を行うため、メールマガジンを月 2 回配信しました。

実施日 毎月中旬、月末発行(計 25 回、No. 338～No. 362) 計 25 回

事業の対象者 会員、消費者、行政、報道関係者

③Twitter での情報発信

内 容 当団体ウェブサイトで公表した内容、消費者被害に関わるニュース、各地消費生活センターの情報発信などを紹介しました。

実施日 年間ツイート 171 回(内ウェブサイト記事発信 23 回)リツイート 161 回

事業の対象者 一般消費者(フォロワー874 名)

④近畿ろうきん「こもんず」消費者情報コーナーの企画・監修

内 容 近畿ろうきんが発行する生協組合員向け広報誌「こもんず」の消費者情報コーナーに、当団体の活動内容や各種消費者被害、消費者政策に関する情報提供を行いました。

実施日 年間 4 回発行(4 月、7 月、10 月、1 月) 計 4 回

事業の対象者 生協組合員

⑤「消費者情報」誌への寄稿

内 容 関西消費者協会が発行するWeb版「消費者情報」誌へ、定期的に寄稿しました。

実施日 2022 年 11 月号、2023 年 2 月号 計 2 回

事業の対象者 「消費者情報」誌読者

⑥「消費者法ニュース」への寄稿

内 容 「消費者法ニュース」へ当団体の活動報告について寄稿しました。

実施日 2022 年 4 月(131 号)～2023 年 1 月(134 号) 計 4 回

事業の対象者 「消費者法ニュース」読者

⑦「日本生協連関西地連ニュース」への寄稿

内 容 「日本生協連関西地連ニュース」へ当団体の活動報告について寄稿しました。

実施日 月 1 回(2022 年 4 月～2023 年 3 月) 計 12 回

事業の対象者 「日本生協連関西地連ニュース」読者

⑧「消費者ネットワークわかやま四季だより」への寄稿

内 容 「消費者ネットワークわかやま四季だより」へ当団体の活動報告について寄稿しました。

実施日 2022 年 5 月、8 月、11 月、2023 年 3 月発行 計 4 回

事業の対象者 消費者ネットワークわかやま会員

9. 他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業

①適格消費者団体連絡協議会

内 容 適格消費者団体、適格消費者団体を目指す団体が、消費者団体訴訟制度が実効的に運用されるよう、2022 年度は 2 回、それぞれ全体会とプレ企画を開催し、参加しました。消費者課題に関する学習や、事例研究・運営問題などテーマを絞った交流が進みました。

実施場所 Web開催

実施日 第 1 回 全体会 2022 年 9 月 3 日、プレ企画 8 月 8 日・18 日・24 日

第2回 全体会 2023年3月4日、プレ企画2月16日・25日、3月2日
計8回

事業の対象者 消費者団体、行政

②近畿地区生協府県連協議会

内容 近畿地区(福井、京都、滋賀、奈良、大阪、兵庫、和歌山)の生協府県連が持ち回りで開催している「近畿地区生協府県連協議会」に参加し、当団体の活動報告を行いました。

実施場所 滋賀、奈良、和歌山

実施日 2022年7月15日、10月14日、2023年3月10日 計3回

事業の対象者 近畿2府5県生協連役員

③近畿地区生協行政合同会議

内容 近畿地区(福井、京都、滋賀、奈良、大阪、兵庫、和歌山)の生協府県連と県が持ち回りで開催している合同会議に参加し、当団体の活動報告を行いました。

実施場所 Web開催(福井県担当)

実施日 2022年8月24日 計1回

事業の対象者 近畿2府5県生協連役員及び県職員

*上記の各事業の収支については、第2号議案の「計算書類の注記」の「(2)事業部門別の損益について」をご参照ください。

IV 2022年度総会の開催状況

[日時] 2022年6月25日(土)開始時間:13:30 終了時間:14:01

[場所] マイドームおおさか8階第1・2会議室
(大阪府中央区本町橋2-5)
Web会議システムを併用

[出席状況] 表決権総数 108 票中:出席表決権数 104 票(詳細以下)

団体表決権総数 13 票中 13 票(実出席 5 団体、委任出席 2 団体、書面表決 6 団体)

個人表決権総数 95 票中 91 票(実出席 16 名、委任出席 15 名、書面表決 60 名)

(第1号議案)2021年度事業報告承認の件 賛成多数で可決

(第2号議案)2021年度決算承認の件 賛成多数で可決

(第3号議案)役員選任の件 賛成多数で可決

報告事項1 2022年度事業計画の件

報告事項2 2022年度活動予算の件

V 理事会その他の役員会の開催状況

(1) 理事会

回数等	日付	審議事項
第1回	2022年4月28日(木)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 被害回復検討委員会関連 3. 2022年度総会議案、運営及び記念シンポジウムの企画について 4. 長期未納会員の退会について 5. 「全国消費者行政ウォッチねっと」の呼びかけへの対応について

		6. COJ 副理事長からの要請への対応について 7. 青山学院大学の教授からの申入れへの対応について
第2回	2022年5月26日(木)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 2022年度総会・総会記念シンポジウムについて 3. 総会の運営、総会議案等の案内、臨時理事会の開催の仕方について 4. 青山学院大学の教授からの申入れについて
第3回	2022年6月23日(木)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 被害回復検討委員会関連 3. 2022年度総会記念シンポジウムについて 4. 第3号議案、総会の運営、臨時理事会について 5. 会員の加入審査手続きと加入承認について 6. 「消費者契約法の改正を実現する連絡会」の意見書について
臨時	2022年6月25日(土)	1. 事務局長の互選について
第4回	2022年7月22日(金)	1. 被害回復検討委員会関連 2. 会員の加入承認について 3. 常任理事の追加選任について 4. 紺綬褒章制度における当団体の公益団体認定申請について 5. 事業者への執行文書に対する未回答時の運用ルールについて 6. 第41回全国クレサラ生活再建被害者交流集会の後援名義使用承認のお願いについて
第5回	2022年8月31日(水)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 被害回復検討委員会関連 3. 「特商法改正の抜本的改正を求める全国連絡会」への参加について 4. 産業・組織心理学会第147回部門別研究会の共催について 5. 団体正会員会費減額の要請について
第6回	2022年9月22日(木)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 被害回復検討委員会関連 3. 消費者スマイル基金・消費者庁委託事業「孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業運営業務」への協力について
メール議決	2022年10月13日(木)	1. 『消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(案)』等に関する意見」への賛同について
第7回	2022年10月25日(火)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 会員の加入承認について
第8回	2022年11月24日(木)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 被害回復検討委員会関連
第9回	2022年12月20日(火)	1. 差止請求検討委員会関連 2. 被害回復検討委員会関連 3. 会員の加入承認について
メール議決	2022年12月28日(水)	1. 「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律の成立に対する声明(案)」の承認について

		2.「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」への意見について
第10回	2023年1月24日(火)	1.差止請求検討委員会関連 2.被害回復検討委員会関連 3.「弁護士報酬のあり方検討タスク」の設置について 4.「特定商取引法5年後見直しシンポジウム」への後援依頼について
第11回	2023年2月28日(火)	1.差止請求検討委員会関連 2.会員の加入承認について 3.2023年度通常総会・シンポジウムについて 4.担当弁護士制の終了と今後の対応について
第12回	2023年3月28日(火)	1.差止請求検討委員会関連 2.被害回復検討委員会関連 3.会員の加入承認について 4.2023年度差止請求検討委員及び被害回復検討委員の任命について 5.2023年度通常総会シンポジウムについて 6.弁護士報酬規程(案)及び各種委任契約書(案)等について

(2) 常任理事会

理事会の審議・報告事項を中心に検討しました。

回数等	日付	回数等	日付
第1回	2022年4月14日(木)	第7回	2022年10月13日(木)
第2回	2022年5月12日(木)	第8回	2022年11月10日(木)
第3回	2022年6月9日(木)	第9回	2022年12月7日(水)
第4回	2022年7月14日(木)	第10回	2023年1月11日(水)
第5回	2022年8月25日(木)	第11回	2023年2月21日(火)
第6回	2022年9月7日(水)	第12回	2023年3月22日(水)

(3) 監事監査

回数等	日付	回数等	日付
第1回	2022年5月10日(火)	第2回	2022年11月22日(火)

(4) 消費者契約法第31条に基づく調査

消費者契約法第31条第2項で定められている当団体役職員ではない法律専門家による調査を2022年5月16日に当団体会議室にて受け、2022年度通常総会に調査報告書として提出いただきました。

VI. 消費者庁定例調査

[日時] 2022年7月19日(火)開始時間:13:55 終了時間:15:50

[場所] 当団体会議室

[出席状況] 消費者庁消費者制度課1名、事務局2名

[調査事項] 1. 事前質問事項への回答内容の確認
2. チェックリストに基づく縦覧・備置書類の確認

以上

2. 翌事業年度の収支の見込みに関する事項

(1) 翌事業年度における収入の見込みとその算出根拠

収入内容	収入見込み (単位：千円)	算出根拠 (単位：千円)
受取会費	13,224	3月末現在：団体正会員 13 団体、84.2 口×50、個人正会員 98 名、101 口×10、団体賛助会員 74 団体、148 口×50、個人賛助会員 74 名、90 口×3、新規加入：個人正会員 6 名、6 口×10、団体賛助会員 5 団体、5 口×50、個人賛助会員 8 名、8 口×3、
受取寄付金	50	会議、催事時に募金の呼掛け、会員への寄付の呼掛け等
受取助成金等	800	スマイル基金の助成事業応募 差止請求訴訟 1 件 (300)、共通義務確認訴訟 1 件 (500)
事業収入	389	双方向コミュニケーション研究会参加費 (150)、啓発事業 (5) 各種原稿料 (204)、会議室使用料 (30)
その他収入	1	利息 (1)
合計	14,464	

(2) 翌事業年度における支出の見込みとその算出根拠

支出内容	支出見込み (単位：千円)	算出根拠 (2022 年度実績を参考に算出、給与手当・法定福利費・福利厚生費・賃借料は総額を 2022 年度実績で按分しています) (単位：千円)
差止請求関係業務に係る事業	3,879	支払報酬料 2,360、賃借料 693、給料手当 356、旅費交通費 100、その他 370
消費者被害の被害回復事業	2,637	支払報酬料 1,920、賃借料 265、支払手数料 150、給料手当 136、その他 166
各種消費者被害者への救済・支援事業	928	賃借料 601、給料手当 262、福利厚生費 35、通信運搬費 22、法定福利費 8
各種消費者問題の調査・研究事業	1,024	賃借料 357、支払報酬料 300、給料手当 183、会議費 100、その他 84
各種消費者問題に関する制度改善等の提言事業	507	賃借料 316、給料手当 162、福利厚生費 22、法定福利費 5、旅費交通費 2
各種消費者問題に関する啓発事業	335	賃借料 194、給料手当 100、福利厚生費 13、広告宣伝費 10、その他 18
各種消費者問題に関する広報出版情報提供事業	1,727	賃借料 816、給料手当 419、印刷費 418、福利厚生費 57、その他 17
他の消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業	299	賃借料 122、給料手当 63、旅費交通費 50、会議費 43、その他 21
管理費	2,921	通信運搬費 723、消耗品費 450、賃借料 327、水光熱費 300、その他 1,121
合計	14,257	

3. 業務の委託に関する事項

該当事項はありません。

4. 被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配に関する業務が終了した事案に関する事項

該当事項はありません。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「2. 翌事業年度の収支の見込みに関する事項」は、差止請求関係業務及び被害回復関係業務に関する業務計画書（消費者契約法第14条第2項第3号及び法第66条第2項第3号）並びに差止請求関係業務及び被害回復関係業務以外の業務を行う場合におけるその業務の種類及び概要を記載した書類（消費者契約法第14条第2項第10号及び法第66条第2項第10号）を踏まえて記載すること。

3 「2. 翌事業年度の収支の見込みに関する事項」について、収入には会費、寄附金、差止請求関係業務以外の業務による収入、借入金等の収入の見込みとその算定根拠を、支出には役員又は専門委員の報酬、職員の賃金、弁護士報酬、事務所の賃料等の支出の見込みとその算定根拠を、それぞれ具体的に記載すること。

4 「3. 業務の委託に関する事項」は、第三者に被害関係業務の一部を委託した場合に記載する。ただし、郵便の送付など裁量の余地が乏しい業務や、消費者からの情報提供を常時受け付けることができる特定適格消費者団体のウェブサイトの改修など被害回復関係業務の一部には該当しうるが被害回復裁判手続との関連性が乏しい業務を第三者に委託した場合は、この限りでない。

5 「4. 被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配に関する業務が終了した事案に関する事項」は、被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配に関する業務が終了した日（行方不明等のやむを得ない事由により金銭を分配することができない者がいる場合には、その者以外に対する金銭の分配に関する業務が終了した日）を含む事業年度の事業報告書に記載すること。

6 「4. 被害回復裁判手続及びこれに付随する金銭の分配に関する業務が終了した事案に関する事項」の「(a) 消費者契約法施行規則第21条第2項第2号の書類（被害回復裁判手続の概要及び結果を記録したもの）に記載された事項」においては、授権をした対象消費者の氏名及び住所を匿名化すること。